

農地中間管理事業の推進に 関する基本方針

令和5年4月
沖縄県

目 次

	ページ
第 1 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向	1
第 2 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標	3
第 3 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項	4
第 4 農地中間管理事業に関する啓発普及	5
第 5 市町村及び関係団体等との連携及び協力	5

はじめに

わが国の担い手への農地の集積は、農政における長年の課題であり、農地の集積・集約化に向けた取組は、本県においても復帰以降取り組まれてきた政策課題である。

このような折、平成25年12月5日に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が成立し、その後、農地の集積、集約化の推進や地域における人の確保、育成を図るため、令和4年5月20日に「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が成立した。

これらの法律は、我が国農業の構造改革を推進するため、農地利用の集積・集約化を行う農地中間管理機構を都道府県段階に創設し、遊休農地解消措置の改善と共に、地域での話し合いにより作られる地域計画の実行と実現、農地中間管理機構の借入れ・転貸に係る仕組みの改善及び所有者不明農地の探索範囲の簡素化等を講じることを目的としている。

これをうけて本県においても、平成26年度より実施している農地中間管理事業を推進するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第三条第一項に基づきこの基本方針を定めるものである。

第1 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

本県の農業は、復帰後、農業生産基盤の整備を始め、近代化施設の導入など各種の条件整備が着実に進み、亜熱帯の地域特性を活かして、さとうきび、野菜、花き、果樹、肉用牛等の生産が多様に展開され、国内供給基地として一定の評価を得るとともに、県土の保全等多面的な機能を通して、地域経済・社会の発展に大きな役割を果たしてきた。

地域別にみると、丘陵地の多い沖縄本島北部地域は花き、野菜、さとうきび、果樹、肉用牛等、比較的平坦な沖縄本島中部地域及び南部地域は野菜、さとうきび、果樹、花き、酪農等、また、平坦地の広がる宮古地域はさとうきび、葉たばこ、野菜、果樹、肉用牛等を、多様な土地条件を有する八重山地域はさとうきび、野菜、水稻、果樹、肉用牛等、地域の実情に即した農業が展開されている。

しかしながら、本県の農業は、本土に比べ台風、干ばつ等厳しい気象条件、島しょ県であることや、大消費地から遠隔である等の地理的条件に加え、かんがい施設等の農業生産基盤整備の遅れ等により、生産が不安定で、生産性も依然として低い状況にある。

本県の農業構造については、復帰後の高度経済成長による公共投資の集中・拡大に伴い、多くの労働力が農外に流出し、兼業化が進展した。その後、経済が高度成長から安定成長に移行する中、農業を見直す気運が高まり、さとうきびを中心とした土地利用型作物から野菜及び花き等を中心とした園芸作物への転換が図られてきた。

農家数及び農業従事者数については、依然として減少傾向が続いており、新規就農者

の確保が厳しいなか、基幹的農業従事者の高齢化とも相まって、農業労働力の弱体化が大きな課題となっている。

耕地については、復帰以降、生産基盤整備の進展により平成2年には約4万7千ヘクタールまで増加したが、その後は都市化の進展、基幹的農業従事者の減少、耕作放棄地の増加などにより耕地面積は減少傾向にある。特に離島・過疎地域では、不在地主等の問題がこれに加わり、一層高い比率で農地の遊休化がみられ、農用地の利用集積を図る上で障害となっている。

このような問題に対処し、本県の農業・農村の持続的発展を得るためには、効率かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等の担い手を確保することが急務であり、農業経営の基盤である農地の集積・集約化を加速する必要がある。

このため、本県においては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入による農用地の利用の効率化及び高度化を促進し、もって沖縄県の農業の生産性の向上に資することを目的に、農地中間管理事業を推進する。

また、農地中間管理事業を実施する農地中間管理機構（以下、「機構」とする。）を指定し、地域計画における目標地区の達成に資するよう、農業を担う者として目標地区に位置づけられた者への農地の貸付を積極的に推進するものとする。農業を担う者のうち、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者等の担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を推進する中核的な事業体として位置づけ、市町村、農業委員会等関係機関との連携のもと、最大限に活用する。

農地中間管理事業の推進にあたっては、消費者ニーズに対応したおきなわブランドの確立、戦略品目等拠点産地の育成、新技術の開発・普及、流通体制の整備等国際化に伴う時代のニーズに対応した生産性の高い亜熱帯性海洋性気候の特色を活かした農業の確立に資するよう努めるものとする。

また、本県の農業の振興に関する計画として、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画及び農業経営基盤強化の促進に関する基本方針、市町村が定める農業振興地域整備計画や農業経営基盤強化の促進に関する基本構想との調和を図るものとする。

さらに、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積、集約化等をすすめることで、地域計画を実現し、地域農業の安定的な発展に寄与していくことに努めるものとする。

第2 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理事業の推進にあたり、本県における農地中間管理事業の目標、推進体制等基本的な考え方については、以下のとおり定める。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	基準年度	概ね10年後（令和5年度）
耕地面積（①）	38,800 ha	38,800 ha
うち担い手が利用する面積（②）	9,239 ha	21,728 ha
○認定農業者	1,491 経営体	3,000 経営体
うち個人	1,314 経営体	2,500 経営体
うち法人	177 経営体	500 経営体
○集落営農	6 組織	11 組織
○認定新規就農者	343 組織	750 組織
○その他	1,125 経営体	1,190 経営体
	(3,935 経営体)	(4,000 経営体)
②／①	23.8%	56%

※ 耕地面積：平成25年耕地面積（7月15日現在）農林水産省公表

※ 認定農業者の経営体数：認定農業者等の認定状況（平成25年3月末現在）農林水産省公表

※ 集落営農の経営体数：平成25年集落営農実態調査（平成25年2月1日現在）農林水産省公表

※ 認定新規就農者：平成26年3月25日現在までに就農認定を受けた者

※ その他；基本構想水準到達者、特定農業法人、特定農業団体、基幹作業受託者（法人等）とする（括弧書きは今後育成すべき農業者を含む）。

2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

	基準年度（平成24年度）	概ね10年後（令和5年度）
各担い手の利用する団地（連続して作業ができる圃場）の平均面積	—	2～3倍程度
荒廃農地面積	2,917 ha	1,432 ha
うち 再生可能	2,239 ha	1,239 ha
うち 再生困難	678 ha	193 ha

※ 各担い手の利用する団地の平均面積は機構が貸付を行っている農業者のデータで把握するものとする。

※ 荒廃農地面積：平成24年の都道府県別の荒廃農地面積（平成24年1月～平成25年12月）農林水産省公表（うち「再生可能」は、「再生利用可能な荒廃農地」、「再生困難」は「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」として把握される面積）

第3 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

1 農地中間管理事業の実施体制

機構における農地中間管理事業の実施体制は、主たる事務所に専任の職員を配置することとし、各地区に農地の所有者等への働きかけ等の現場活動を行う「農地相談員（駐在員等）」を配置する。農地相談員は、地域計画の策定と実現に向けて、農業者等の協議の場に積極的に参加するとともに、市町村及び農業委員会への積極的な協力をを行う。

2 農地中間管理事業を重点的に実施する区域

地域計画の区域内を農地中間管理事業の重点実施区域とする。

3 農用地利用集積等促進計画の作成および市町村への業務委託

機構は、農地中間管理事業の実施により、機構が出し手から農地中間管理権の設定等※又は農作業の委託を受ける場合と、機構が受け手に賃借権の設定等※又は農作業の委託を行う場合には、農用地利用集積等促進計画(以下、「促進計画」とする。)を作成することとする。

※農地中間管理権の設定等：農地中間管理権又は経営受託権の設定又は移転のこと。

※賃借権の設定等：賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権の設定又は移転のこと。

ただし、機構は市町村から同意を得て業務を委託することができるものとし、促進計画の案の作成及び必要な情報の提供について協力を求めることを基本とする。市町村は、促進計画の案の作成にあたって農業委員会の意見を聞くものとする。

4 その他組織に対する業務委託

機構は、農業協同組合、土地改良区、民間企業等について、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行うことができると判断出来た場合に委託を行うことができることとする。

5 地方自治法による事務移譲

沖縄県知事は、促進計画の認可及び公告事務について、地方自治法第252条の17の2の規定により、あらかじめ市町村の長に協議を行い、同意を得られた場合、条例の定めるところにより、当該市町村の長に移譲することができる。

第4 農地中間管理事業に関する啓発普及

機構は、地域計画の策定・実行にあたり、地域の農業者及び関係者に機構の活用方

法等について、周知徹底を図る。また、重点実施区域内の農用地等の貸借については、地域計画の実現に資するよう、農業委員会及び関係機関等と連携して、農用地等の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを積極的に行う。

第5 市町村及び関係団体等との連携及び協力

県及び機構は、農地中間管理事業の実施にあたり、市町村、農業会議、農協同組合、土地改良区等から成る推進チームを設け、密接な連携・協力のもと事業を推進する。また、地域計画の策定・実行に取り組む地域においては、担い手への農地集積・集約化や、担い手以外の農業を担う者による農地利用を進めるため、市町村推進チーム会議等、関係機関の連携を支援する。